

## 大分市子育てファミリー・サポート・センター事業における自家用車使用要領

(目的)

第1条 この要領は、大分市子育てファミリー・サポート・センター事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第10条に規定する援助活動のうち、送迎に援助会員の自家用車を使用する場合の取扱いについて定める。

(使用する自家用車の要件)

第2条 送迎に使用する自家用車は、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 送迎に使用する自家用車は、援助会員又は援助会員の家族の所有又はリース使用であること。
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づき整備された車両であること。
- (3) 送迎に使用する自家用車について、次に掲げる保険(以下「自賠責保険等」という。)のいずれにも加入していること。

ア 自動車損害賠償責任保険

イ 自動車保険(任意保険)

(使用の届出)

第3条 援助会員は、送迎に自家用車を使用しようとするときは、自家用車使用届(様式第1号)をあらかじめ大分市子育てファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)に提出しなければならない。

(順守事項)

第4条 援助会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）で禁止されている運転
- (2) 不正請求及び白タク行為

(事故報告)

第5条 援助会員は、自家用車を使用した送迎中に交通事故が発生した場合は、直ちにけが人の確認及び手当、救急車の要請、警察への通報等の対応をするとともに、センターに事故内容等を詳細に報告しなければならない。

(事故に対する補償)

第6条 送迎で使用する自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

- 2 自家用車を使用した送迎中の事故については、実施要綱第6条第1項のファミリー・サポート・センター補償保険のほか市が加入する移動サービス専用自動車保険で対応するものとする。ただし、援助会員の申出がある場合は、送迎に使用する自家用車に係る自賠責保険等で対応することができる。
- 3 前項の移動サービス専用自動車保険で補償されない部分については、送迎に使用する自家用車に係る自賠責保険等又は援助会員の負担で対応するものとする。

(届出の義務)

第7条 援助会員は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書面により速やかにセンターに届け出なければならない。

(1) 自家用車使用届の記載事項に変更がある場合 自家用車使用変更届（様式第 2 号）

(2) 送迎中に交通事故又は交通違反を起こした場合 交通事故・交通違反報告書（様式第 3 号）

(3) 送迎において自家用車を使用することをやめる場合 自家用車使用中止届（様式第 4 号）

（使用の中止）

第 8 条 センターは、援助会員がこの要領に違反したことが判明した場合、その後は当該援助会員に対し自家用車での送迎の活動を依頼しないものとする。

2 前項に該当した援助会員は、前条第 3 号の自家用車使用中止届（様式第 4 号）をセンターに提出しなければならない。

（附 則）

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

大分市子育てファミリー・サポート・センター あて

援助会員氏名

会員番号

自家用車使用届

大分市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動（送迎）に使用する自家用車について、次のとおり届け出ます。

1 使用する自家用車	
登録番号(ナンバー)	
車 名	
所 有 者 氏 名	
所有者との関係 (該当するものに○)	本人 ・ 家族 ・ その他 ( )
自動車検査証期限	年 月 日まで
2 運転免許証の期限	年 月 日まで
3 自動車保険(任意保険)	
対 人 賠 償	無制限 ・ 限度額あり( 円 )
対 物 賠 償	無制限 ・ 限度額あり( 円 )
人 身 傷 害	加 入 ・ 未 加 入
保 險 期 間	～ まで

(誓約事項)

- ・自家用車の使用にあたっては、大分市子育てファミリー・サポート・センター事業における自家用車使用要領を順守します。
- ・送迎における事故に係る損害について、市が加入する保険が適用される場合を除き、加害事故又は被害事故に関わらず私の責任において対応します。

(添付書類)

- ・免許証の写し

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大分市子育てファミリー・サポート・センター あて

援助会員氏名

会員番号

自家用車使用変更届

大分市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動(送迎)に使用する自家用車について、次のおり変更しましたので届け出ます。

登録事項	登録内容	変更内容 (変更事項のみ記入)
1 使用する自家用車	登録番号(ナンバー)	
	車 名	
	所 有 者 氏 名	
	所 有 者 と の 関 係	
	自 動 車 検 査 証 期 限	
2 運転免許証の期限		
3 自動車保険(任意保険)	対 人 賠 償	
	対 物 賠 償	
	人 身 傷 害	
	保 險 期 間	

(誓約事項)

- ・自家用車の使用にあたっては、引き続き大分市子育てファミリー・サポート・センター事業における自家用車使用要領を順守します。
- ・送迎における事故に係る損害について、市が加入する保険が適用される場合を除き、加害事故又は被害事故に関わらず私の責任において対応します。

(添付書類)

運転免許証の更新の場合のみ免許証の写し

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大分市子育てファミリー・サポート・センター あて

援助会員氏名  
会員番号

交通事故・交通違反報告書

大分市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動(送迎)において、交通事故・交通違反を起こしましたので、次のとおり報告します。

1. 日時	年 月 日 時 分ごろ
2. 事故・違反の内容	
3. 処分等の内容	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大分市子育てファミリー・サポート・センター あて

援助会員氏名  
会員番号

自家用車使用中止届

大分市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動（送迎）において、自家用車の使用を中止しますので届け出ます。

1. 使用していた自家用車	登録番号(ナンバー) 車名
2. 中止の理由	